(2)　イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ　（略）

（面積目標の達成状況等の報告）

第三十七条の四　指定市町村は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十二条第二項第一号及び第八項、第二十三条第六項、第二十八条及び第四十二条第二項第一号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第十一項及び第四十八条並びに警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第五十条第四項及び第五十一条第二項の規定に基づき、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十七日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正）

第一条　警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	
（指導教育責任者講習の講習事項等）	
第五条　指導教育責任者講習は、警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号。以下「府令」という。）第四十条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。	
［一～五　略］	
備考 一　指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。 ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。	

改正前	
（指導教育責任者講習の講習事項等）	
第五条　［同上］	
［一～五　同上］	
備考 一　指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］	

(2)　イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ　（略）

（面積目標の達成状況等の報告）

第三十七条の四　指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）